

第 7 0 期

決 算 公 告

〔令和 3年 5月 1日から〕
〔令和 4年 4月 30日まで〕

ミヤコ自動車工業株式会社

貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産 現金及び預金 受取手形 電子記録債権 売掛金 商品・製品 原材料 仕掛品 貯蔵品 その他の流動資産 貸倒引当金 固 定 資 産 有形固定資産 建物・構築物 機械装置 車両運搬具 工具器具備品 土地 建設仮勘定 無形固定資産 電話加入権 ソフトウェア 投資その他の資産 投資有価証券 子会社株式 長期貸付金 保険積立金 その他の投資 貸倒引当金	4,322,293 1,879,708 197,149 567,161 689,770 550,567 382,026 23,301 14,072 26,335 △ 7,800 2,297,661 1,182,787 175,323 320,179 3,216 34,967 640,609 8,491 23,900 22 23,877 1,090,973 936,558 46,200 12,430 50,405 58,379 △ 13,000	流 動 負 債 支払手形 買掛金 一年以内返済長期借入金 未払金 未払法人税等 未払消費税等 賞与引当金 その他の流動負債 固 定 負 債 長期借入金 預り保証金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 繰延税金負債 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計 負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,585,015 754,584 341,180 66,500 120,490 114,747 12,038 124,000 51,473 234,407 68,000 12,000 66,170 14,710 73,526 1,819,423 4,311,137 151,000 69,699 69,699 4,090,438 37,750 4,052,688 3,500,000 552,688 (358,001) 489,393 489,393 4,800,531 6,619,954
資 産 合 計	6,619,954	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,619,954

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

- ・ 子会社株式 ----- 移動平均法に基づく原価法
- ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの ----- 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの ----- 移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法 ----- 総平均原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 ----- 法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産 ----- 法人税法の規定による定額法（リース資産を除く）
- ③ リース資産 ----- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ----- 貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ----- 従業員の賞与の支給にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 ----- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しております。
なお、令和4年4月30日現在の年金資産合計は、373,110千円であります。
- ④ 役員退職慰労引当金 ----- 役員退職慰労金支給の内規は、平成15年7月に廃止され、その時点における要支給額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、顧客との契約および履行義務の識別、取引価格の算定、履行義務の充足時に収益を認識しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に基づき出荷時点において収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き、割戻等を控除した金額で収益を認識し計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。